

下関地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第10回） (書面開催)

【委員】

下関市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県下関土木建築事務所長

【議事】

1 減災対策協議会規約について

→ 変更なし

2 流域治水部会設置要綱について

→ 変更なし

3 減災に係る取組方針について

→ 変更なし

4 減災対策協議会資料について

関係者間で調整した結果を踏まえ、下記事項について報告。

(1) 河川監視体制の強化

→ 山口県土木防災情報システムにて、簡易型水位計 58 箇所、河川監視カメラ 58 箇所の情報を公開中である。

(2) 水害リスク情報の充実

→ 令和 3 年 7 月の水防法改正により、想定最大規模の洪水に対応した洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成対象が中小河川等に拡大されたことに伴い、県では、昨年度から洪水浸水想定区域図の作成に着手している。

また、県では、「山口県オープンデータカタログサイト」にて、想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び高潮浸水想定区域図を公開している。

(3) 取組方針のフォローアップ

→ 平成 30 年に「減災に係る取組方針」を策定後、概ね 5 年が経過したことから、第 8 回協議会（令和 5 年 3 月 23 日）で「取組方針」を見直した。

今後も「取組方針」に基づき、各機関が連携して減災に係る取組を推進する。

(4) 流域治水の取組

→ 「流域治水プロジェクト」のフォローアップ（時点更新など）を行い、引き続き、流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となつた事前防災対策を計画的に推進する。

【意見】

- ・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（下関市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県下関土木建築事務所長）